

議案第19号

北本市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

北本市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月23日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

北本市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和60年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の2号を加える。

- (3) 償還期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において、市債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行した市債の償還の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。